

令和2年10月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和2年10月5日
武雄市農業委員会

令和2年10月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和2年10月5日（月）
（開会）8時58分 （閉会）10時05分

2. 場 所 武雄市文化会館ミーティングホール

3. 農業委員出席状況 出席者19人 欠席者0人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	中尾 和則	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	末藤 良郎	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	中島 薫	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	川内 正美	○	
7	中村 一明	○		17	山口 武美	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	松尾 隆雄	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
 瀧 良昭、諸岡登志彦、小柳 満、小田康信、西村栄義、笠原 武、中島敏秋、
 小柳信博、小湊 博、大宅 潔、光岡政範、山口 浩、田淵清徳、下平秀昭、
 永尾廣次、鈴山春樹、中原 位、宮原洋昭、平川 香、橋口和彦、立川浩吉
 （以上21名）

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	7件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	13件
議案第4号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	1件
議案第5号	武雄市農用地利用集積事業計画（案）について	
議案第6号	農業振興地域内、農用地からの除外について	10件
議案第7号	武雄市非農地証明申請について	1件

6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 皆様こんにちは。ご案内の時間となり、令和2年10月の武雄市農業委員会「総会」の準備が整いました。

本日は、農業委員全員に出席いただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることをご報告いたします。

また、本日は総会終了後に推進委員と全体協議会を予定しておりますので、最後までよろしく願いいたします。

それでは会長、議事進行をお願いします。

《議事録署名人指名・報告事項》

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)

ただいまから、令和2年10月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。今日は、議案第1号から議案第7号までの審議をお願いいたします。

本日の議事録署名人に、9番松尾委員、14番永石委員を指名いたします。それでは、議案審議に入る前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 9月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はございませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 それでは、議案第1号を議題とします。

農地法第3条の規定による許可申請が7件提出されています。このうち1番の案件は、私の同居人が譲渡人ですので、私が退席をして1番の審議と議決をお願いします。その後に、2番から7番までの審議と議決をお願いします。

では、農業委員会等に関する法律の規定により、私は退席しますので1番の議事を18番の相原会長職務代理者をお願いします。

(佐佐木会長退室。相原会長職務代理者が議長)

会長職務代理者

議長を交代して議事を続けます。申請番号1番について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、失礼いたします。議案第1号について御説明いたします。
権利の内容につきましては所有権の移転になっています。土地は〇〇町にあります、田1筆の面積が809平米です。譲渡人は現在の住居地が離れているため、管理が出来ない。譲受人は元々の住居の隣地であるため、管理がしやすいということで、申請が提出をされております。農地の価格につきましては、1筆で〇〇円となっております。
申請番号1番につきまして、3つの判断基準全てを満たしていると判断しております。事務局からの説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

会長職務代理者

事務局の説明が終わりました。
この案件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(なし)

会長職務代理者

特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会長職務代理者

他に質疑も無いようですので議案第1号の質疑をとどめます。申請番号1番について、許可申請について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長職務代理者

異議なしと認めます。
よって、議案第1号 農地法第3条の規定による申請番号1番の許可申請につきましては許可することに決しました。
事務局は会長に入室をするよう伝えて下さい。

(佐木会長入室し議長席に戻り、相原会長職務代理者は自分の議席へ戻る)

会 長 1番の案件については、みなさん方審議ありがとうございました。それでは申請番号2番からの審議を行いたいと思います。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、失礼します。議案第1号の2番からの説明をさせていただきます。
申請番号2番。権利の内容につきましては、所有権の移転です。土地は〇〇

にあります、畑1筆の、面積が486平米です。譲渡人は今後も管理する意思がない、譲受人は住居近くのため管理がしやすいということで、申請が提出をされております。農地の価格につきましては1筆で〇〇円となっております。

続きまして、申請番号3番。権利の内容は所有権の移転です。土地は〇〇町にあります、畑1筆、面積が147平米です。譲渡人は今後も管理する意思がない、譲受人は住居近くのため管理がしやすいということで、申請が提出をされております。農地の価格につきましては、10a当り〇〇円となっております。

続きまして、申請番号4番。権利の内容は所有権の移転です。土地は〇〇町にあります、田2筆の面積が合計で322平米です。昭和57年の河川工事の際、河川敷地と農地を交換していたということで、申請が提出をされております。農地の価格につきましては、10a当り〇〇円となっております。

続きまして、申請番号5番。権利の内容については、所有権の移転です。土地は〇〇町の畑1筆、面積が140平米です。譲渡人は農業後継者がいない、譲受人は自宅近くのため管理がしやすいということで、申請が提出をされております。こちらにつきましては、議案第3号の番号7番のほうで譲渡人と譲受人が逆転した申請があつておりました、土地を交換されたような形になっておりますので、農地の価格につきましては、発生をしております。

続きまして、申請番号6番。権利の内容は所有権の移転です。土地は〇〇町にある田2筆の面積が合計で1242平米です。譲渡人は農業後継者がいない、譲受人は経営規模拡大のためということで、申請が提出をされております。農地の価格につきましては、10a当り〇〇円となっております。

続きまして、申請番号7番。権利の内容は所有権の移転です。土地は〇〇町にある、畑4筆、面積が合計630平米です。譲受人が養畜用の飼料を耕作したいということで、申請が提出をされております。農地の価格につきましては、4筆とも1筆で〇〇円となっております。

申請番号2番から7番につきまして、全て3つの判断基準を満たしていると判断をしております。事務局からの説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。この6件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員による補足説明)

会 長 私からですが、6番については小野原さんという方がおいでになりまして、嬉野で榊をしているということで、宇土手のおばさんが農地は他には渡されんから私に買ってくれと言われたということで、榊をするということでしたので生産者として私も承諾をいたしました。

会 長 ほかにありませんか。特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番委員 はい。3番の案件ですけども、10a当り100万だったと思いますが、若木で100万というのは高いなと思ひまして、ちょっと聞きたいなと思ひます。

事務局 失礼します。申請の内容は相対の価格ですのでくわしいことは言えませんが、申請者さんのですね、県道隔ててすぐ前の土地ですので、後で何かにかえられるのかはわからないですけど。

〇〇番委員 地元の委員さんがよかといえよかとやなか。

会 長 いいですか。それでは、他に意見も無いようですので、議案第1号の質疑をとどめます。

議案第1号、農地法第3条の規定による申請番号2番から7番の6件の許可申請については、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第1号、農地法第3条の規定による申請番号2番から7番の6件の許可申請については、許可することに決しました。

————— 《議案第2号 農地法第4条 許可申請》 —————

会 長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。
農地法第4条の規定による許可申請が2件提出をされております。この2件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、失礼いたします。議案第2号について、ご説明をさせていただきます。
まず、申請番号1番。土地は〇〇町の田2筆、面積が合計で712平米です。土地の形が不定形で、大型機械が利用できず、毎年イノシシの被害に遭うため、山林として管理をしていきたいということで、申請が提出をされております。工事完了時期につきましては、令和3年2月です。こちらは農振除外の手続済になります。農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地で第2種農地。許可基準の該当事項は、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ると判断をしております。

続きまして申請番号2番。土地は〇〇町にあります畑1筆、面積が518平米です。将来を考え自宅近くに一般住宅を建てたいということで、申請が提出をされております。工事完了時期につきましては、令和3年4月30日。農振除外の手続については済んでおります。農地区分につきましては概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地。許可基準の該当事項は、日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして許可し得ると判断をしております。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に質疑も無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。議案第2号 農地法第4条の規定による2件の許可申請については「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第4条の規定による2件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

—————《議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請》—————

会 長 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が13件提出されております。この13件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。議案第3号についてご説明いたします。

申請番号1番、権利の内容は使用貸借権設定、土地は〇〇町の田7筆、面
計合計5,465㎡。「現在利用している場所は手狭であり、50mの公式コー
スが設置できない。また、十分な広さがとれないために利用中の打球による
打撲事故も発生している。それに加え、区の子供クラブ活動や災害時の避難
所として使用するなど多目的に利用したい」ということで、同時利用地、雑
種地600㎡を含む合計6,065㎡に、グラウンドゴルフ場8コース、それ
に付随した駐車場、その他が計画され申請書が提出されております。現状そ
のまま利用されるため、工事完成時はありません。農地区分につきましては
「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種
農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合
は許可し得る」と判断しております。

続きまして、申請番号2番、権利の内容は所有権の移転です。土地は〇〇
町の田3筆、畑3筆、面積合計3,173㎡です。「申請地は閑静な住宅環境
で、周辺に大型商業施設や学校等があり、生活するのに好条件の場所である
ため、分譲地として販売したい」というで、宅地分譲10区画が計画をされ、
申請書が提出をされております。工事完了時期は令和3年6月30日。農地
区分は「都市計画法に規定する用途地域内」ですので第3種農地で「許可し
得る」と判断しています。

続きまして申請番号3番、権利の内容は所有権の移転です。土地は〇〇町
の田4筆、面積が合計2,358㎡です。「近年、家族型の賃貸住宅の需要が
高くなっており、教育施設も近くにあり、住環境がよい申請地において所有
者からの快諾も得られたため、賃貸住宅を建築したい」ということで、賃貸
住宅9区画を計画され、申請書が提出されています。工事完了時期は令和3
年5月30日、農地区分は「水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区
域で、かつ概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設が存する第3種
農地」で「許可し得る」と判断しています。

続きまして申請番号4番。権利の内容は所有権の移転です。土地は〇〇町
の田2筆、面積合計318.54㎡です。「現在の住宅は子供の成長に伴い手
狭になってきたため、実家に近い申請地に一般住宅を建設したい」というこ
とで、申請がなされております。工事完了時期は令和3年4月30日、農地
区分は「都市計画法に規定する用途地域内」ですので第3種農地で「許可し
得る」と判断しています。

続きまして申請番号5番、権利の内容は所有権の移転です。土地は〇〇町
の田2筆、面積合計396㎡です。「機械の大型化に伴い、現在の倉庫では手
狭になったため、隣接地に農業用洋子を増設したい」ということで申請がな
されております。工事完了時期は令和3年12月、農振除外の手続きは済ん
でおります。農地区分は「特定土地改良事業等の施工に係る区域内にある農

地」ですので第1種農地、許可基準の該当事項は「農業用施設で許可し得る」と判断しています。

続きまして申請番号6番、権利の内容は所有権の移転です。土地は〇〇町の田1筆、194㎡です。「現在、養畜用の飼料置場及び道木置場として利用しているが、今後も引き続き利用したい」ということで申請がなされております。既に利用をされておりましたので始末書添付、及び工事完了時期はありません。農振除外の手続きは済んでおります。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」と判断しております。

続きまして申請番号7番、権利の内容は所有権の移転です。土地は〇〇町の田1筆、118㎡です。「建具製作業を営んでいるが、現在の作業場では駐車スペースが狭く、資材搬入や製品積み込み時の安全の確保が困難なため、隣接である申請地に資材置場と駐車場を整備したい」ということで申請がなされております。工事完了時期は令和3年12月、農振除外の手続きは済んでおります。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」と判断しております。

続きまして申請番号8番、権利の内容は使用貸借権設定です。土地は〇〇町の田1筆、521㎡です。「住宅が老朽化し、現在の土地で立て直しを計画するも、災害警戒区域になっていたため、隣接する申請地に一般住宅を建てたい」ということで申請がなされております。工事完了時期は令和3年9月、農振除外の手続きは済んでおります。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」と判断しております。

続きまして申請番号9番、権利の内容は所有権の移転です。土地は〇〇町の畑1筆、330㎡です。「現在の住宅では手狭になってきたため、申請地に一般住宅を建てたい」ということで申請がなされております。工事完了時期は令和3年5月31日です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」と判断しております。

続きまして申請番号10番、権利の内容は所有権の移転です。土地は〇〇町の田1筆、156㎡です。「以前から周辺住宅のゴミ集積所として利用していた。今後もゴミ集積所及び公園として利用したい」ということで申請がな

されております。既に利用がされておりましたので始末書が添付をされております。農地区分は「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている」第3種農地で、「許可し得る」と判断しています。

次の11番から13番につきましては、新幹線工事に伴う作業ヤード等への一時転用となっております。9月24日までの許可がおりていたものについて、令和3年1月24日まで期間を延伸されることとなっております。工事の段階としましては、現在農地復元作業中であり、復元されたものは随時報告書が提出されている状況でございます。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。1番から3番の案件については9月の25日に調査委員会を行いました。座長の末藤委員から調査結果の報告をお願いします。末藤委員さんどうぞ。

調査委員会座長（3番委員）

それでは調査委員会の報告をいたします。

令和2年9月25日、午後1時30分から調査委員会B班、地元農業委員により、武雄市役所3階会議室及び現地にて開催し、議案第3号 農地法第5条の規定による申請3件について審議しました。

議案第3号 申請番号1番の「グラウンドゴルフ場及び多目的広場」について、申請人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

今案件についての土地利用方法について、申請人立会のもと実際現地にて説明があり、調査委員会により確認ができました。

続いて、議案第3号 申請番号2番の「宅地分譲」について、代理人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、一つ目に 「申請地付近は新興住宅地で小さい子供が多いため、工事車両については十分注意するなど地元と十分協議をおこない地元の意見を尊重すること」という要望があり、了承いただきました。

二つ目に 「一つ目に関連するが工事車両等により農道や水路等の農業用施設に破損等があれば、原因者で誠意をもって対応すること」という要望があり、こちらについても了承いただきました。

続いて、議案第3号 申請番号3番の「賃貸住宅」について、代理人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

今案件についての造成計画・土地利用計画について、代理人立会のもと実際に現地にて説明があり、調査委員会により確認ができました。

以上、質疑等ありましたが、申請番号1番から3番の案件について、調査

委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。以上、報告いたします。

会 長 はい、ありがとうございました。1番から3番の案件について調査委員会の報告が終わりましたので、4番から13番までの案件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さんなにかございませんか。

会 長 13番の案件ですが、令和3年の1月24日までということで、これで最終よね、ということで念を押しましたところ、「いや1月までは材料関係で終わりきれないでしょう。また延長になるかもわかりません。」ということで、まだ最終ではないような説明でございました。
ほかに地元委員さんなにかございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。

19番委員 すいません。8番の案件についておたずねですけど、〇〇さんと〇〇さんはどういう関係でしょうか。実はですね、もしお婆ちゃんと孫の関係だったらですね、うちのほうでも1年も経たないんですけど、お婆ちゃんの土地をお孫さんが使用貸借で借りられていて、そのあとすぐお婆ちゃんが亡くなられたんですね。その場合、農地はお孫さんのものにもなってなかったもので、どうなんだろうかなと思っておたずねです。

13番委員 8番は〇〇さんの土地ですけど、この人は塩田から娘さんに養子に来てるので、その関係で息子さんが家を建てることになっています。この息子さんが他所に建てるということでしたが、なるだけ地元にいってもらうということで隣に建てるということになっております。

19番委員 それでは最終的に息子さんの土地になるんですね。

13番委員 そうです。

19番委員 お婆ちゃんが亡くなられたから、お孫さんが済んでいらっしゃる土地は、亡くなられてからも譲られるのですかね

会 長 相続関係がどうなるかですが、亡くなれてたら相続でしょうね。

会 長 ほかに。

宮原推進委員 10番の件ですが、私は156㎡で印鑑を押していますが、面積が156.12㎡に増えてるのですが。また、よからぬことを考えているのではないかと疑ってしまうので。

会 長 これは間違いでなければ実測だと思います。それならば誤差の範囲なので問題はないのかなと思います。

事務局 すみません。実測とは書いてないのですが、付けてある土地家屋調査士の図面に小数点まで書いてあるので、実測と漏れているのだと思います。

会 長 これは実測だったら、そのように記載がないとわからないもんね。実測の場合は実測と書いておいてください。ほかになにかございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、質疑も無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。
議案第3号 農地法第5条の規定による13件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号 農地法第5条の規定による13件の許可申請について「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

—————《議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について》—————

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請が1件提出されております。この件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、失礼いたします。議案第4号についてご説明をいたします。
申請番号1番 農地転用許可後の事業計画変更承認申請になっています。土地は〇〇町の畑、1筆、134㎡です。こちらの土地につきまして令和元年8月6日付で、同時利用地として宅地238.50㎡を含む372.50㎡に特定建築条件付き建売分譲で朝日I&Rリアリティ株式会社が許可を受けられておりましたが、「特定建築条件付き建売分譲住宅用地として許可を受けたが、昨年8月の豪雨で道路から80cmほど冠水したため、住宅建設を断念せざるを得ず、新事業として外構付き建売分譲住宅販売を展開していくこと

となり、庭園の樹木を保管する用地として利用したい」、ということで申請がなされております。工事完了時期につきましては、令和2年12月です。

こちらにつきましては、既に一度許可がおりた案件でございますので、農地区区分及び許可基準の該当事項の記載をしておりませんが、当初申請時は農地区区分は「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている」第3種農地で、「許可し得る」ということで許可がおりております。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 はい、事務局の説明が終わりました。議案第4号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、他に意見も無いようですので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件について、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件について、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

————— 《議案第5号 農用地利用集積事業計画（案）》 —————

会 長 次に、議案第5号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画（案）について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第5号「農業地利用集積事業計画（案）」についてご説明いたします。1ページをご覧ください。「令和2年度第7号利用権設定計画（案）」を記載しています。2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町、田、再設定7件、18筆、25,951㎡。

橘町、田、新規2件、2筆、3,120㎡

再設定13件、22筆、43,457㎡。

朝日町はございません。

若木町、田、新規1件、10筆、7,331㎡
再設定5件、10筆、11,840㎡。

武内町、田、再設定5件、7筆、8,810㎡。

東川登町、田、新規1件、1筆、398㎡
再設定3件、7筆、11,694㎡。

西川登町はございません。

山内町、田、新規4件、10筆、10,237㎡。
再設定1件、3筆、6,163㎡。

北方町、田、新規2件、8筆、11,692.64㎡。
再設定5件、12筆、29,979㎡。

となっております。

3ページ以降に各町の詳細を記載しています。

次に3ページをご覧ください。

所有権移転計画（案）について記載しております。

北方町、田、3,722㎡です。25ページに詳細を記載しています。

また、利用権の解除については、26ページに記載をしておりますのでご確認ください。

以上、農業経営地盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 はい、事務局の説明が終わりました。議案第5号について、質疑を開始します。何かございませんか。

19番委員 19番。25ページの所有権移転の方について、ちょっと説明をさせていただきたいと思います。前月、〇〇さんの田を〇〇さんが買うという件が出ました。これが幹旋委員会にかかりましたので、農業委員会で承認されまして、今度は〇〇さんの農地を農業公社が買うことになったのがここに出ております。1反100万円ということになってますが、これはいま農地がどんどん安くなっている中で、〇〇さんが100万出してでも、どうしても農地がほしいということでしたので、こういう風になりました。この方はトレーニングファームでキュウリの研修をされています。来年からハウスを建てて始められるわけなんですけど、補助をもらってらっしゃいますし、どうし

てもほしいということですので〇〇円は妥当ではないかと最適化推進委員さんとも相談しまして、斡旋の時に〇〇円という値段を出させていただいております。そのところを理解していただきたいと思ひまして、説明させていただきました。

会 長 はい、ありがとうございました。ほかに。

(質疑なし)

会 長 他に無いようですので質疑をとどめます。議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)については、原案どおり承認することに決しました。

—————《議案第6号 農業振興地域内、農用地からの除外について》—————

会 長 次に議案第6号を議題といたします。「農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見について」、農林課の説明をお願いします。

農林課 おはようございます。農林課の田中です。議案第6号の説明をいたします。別冊 議案第6号「農業振興地域内、農用地からの除外について」、こちらをご覧ください。1ページには農振除外を行う10件、18筆の全リスト。2ページから3ページに全10件の概要を記載しています。4ページから29ページはそれぞれ地図、字図、計画平面図でございます。2ページをご覧ください。申請番号1番は除外目的が植林。除外場所は〇〇町の畑1筆、2106㎡。2番は除外目的が一般住宅。除外場所は〇〇町の畑286㎡です。3番。除外目的が植林。除外場所は〇〇町の畑2筆1478㎡。4番。除外目的は、こちらも植林。除外場所は〇〇町。田1筆、1199㎡。5番。除外目的は一般住宅。除外場所は〇〇町の畑2筆493㎡。6番。除外目的は植林。除外場所は〇〇町。田1036㎡と畑545㎡です。7番。除外目的、一般住宅。除外場所は〇〇町。除外面積は畑2筆の606㎡です。8番。除外目的、建売分譲住宅13区画。除外場所は〇〇町。田2筆4993㎡。9番。除外目的は建売分譲住宅5区画。除外場所は〇〇町。畑3筆1198㎡。

10番。除外目的は駐車場及び資材置場。除外場所は〇〇町。田2筆 1348㎡です。

この10件につきまして、農林課としては農振除外の5要件を満たしていると判断をして、受付をした案件でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。議案第6号について、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思えます。何かございませんか。

(異議なし)

会 長 意見も無いようですので質疑をとどめます。議案第6号 農業振興地域内農用地からの除外に対する意見について、農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められると、武雄市長に回答するという事で異議ございませんか？

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第6号については、農業振興地域内農用地からの除外に対する意見について、農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められると回答することに決しました。

《議案第7号 武雄市非農地証明願申請について》

会 長 次に議案第7号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について1件の申請願が提出されております。この1件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。議案第7号について説明をいたします。

資料については、議案の12ページからとなります。

申請番号1番。土地は〇〇町にあります田1筆、畑1筆、面積が合計70㎡です。昭和57年頃に〇〇氏の父が農業用倉庫として建設し利用していたということで、非農地証明事務処理要領の該当事項といたしましては、5号の人為的に無断転用された土地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うこともやむを得ないと認めた場合に該当すると判断をしております。

こちらの申請で申請人として弁護士の氏名が出てきておりますが、これは申請地の所有者であった諸石一美氏が亡くなられた後、後継人がいなかったため家庭裁判所が別に財産を管理する弁護士を選任されているため、このようになっております

付け加えてですが、登記簿についても、現在は〇〇という個人から、亡〇

○相続財産という表記になったいます。そして亡〇〇相続財産の管理人として家庭裁判所から選任されたのが、この弁護士の方ということになっております。

事務局から説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第7号について、地元委員さん、何かありませんか。

18番委員 いま事務局から説明がございましたが、これに水田が2300㎡ほどございます。それも弁護士に内容等を聞きましたけど、価格はどのように決めているのか聞いたところ、裁判所で価格を決めているということでございます。農地価格は裁判所で決めるということで、その後はどうなるのですか、お金はどうなるんですかと聞いたら、経費を差し引いた残りは国に寄付するということになっているそうです。以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。他に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようですので、質疑をとどめます。
議案第7号、武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第7号の武雄市非農地証明につきましては原案どおり証明することに決しました。

《閉会》

会 長 それでは、以上をもちまして、令和2年10月の農業委員会総会を終わります。